

平成 29 年度 青少年愛護審議会 議事概要

開催日時：平成 29 年 11 月 20 日（月）13:30～15:30

開催場所：兵庫県庁 3 号館 6 階第 5 委員会室

出席委員：12 名（内 2 名は文書による意見提出）

小林会長、伊藤委員、内海委員、梶木委員、北村委員、寺内委員
中島委員、野々山委員、林委員、速水委員、藤井委員、矢橋委員

○議事 (1) 有害興行の指定について（報告）

（事務局）資料に基づき報告

前回の審議会以降、平成 29 年 10 月 4 日から平成 29 年 11 月 6 日までに指定の 4 本の興行について報告

（委員）承認する。

○議事 (2) 「ネット社会において地域全体で青少年を守り育てる環境整備のあり方」研究会について（報告）

（事務局）資料に基づき報告

（会長）

ただ今の報告について質問や意見があればお願いしたい。

（委員）

学校、家庭、地域及び事業者等がそれぞれの分野で連携しながら地域全体で青少年を見守り、健全育成に取り組むことが求められるということであったが、これはネットの問題だけではなく、現在の子どもの体験不足であるとか地域コミュニティの繋がりなど、全ての点で言えることである。

例えば、この研究会で具体的に「どのようなことをすれば良い」という方策が出たのであれば、決まっていなくても意見が出されただけのものでも良いので教えて頂きたい。

(事務局)

現在のところ、はっきりとした方向性というものは見いだせていないが、フィルタリングを設定することで、ある程度危険を防ぐことができるということが分かってきているので、社会全体で、フィルタリングは当たり前という気運をつくり、利用率を向上させるという方向性が良いのではないかと、また、長時間利用の弊害というものが調査の結果から見えてきており、本県が推奨してきた子どもたち自身によるルールづくりを更に進めていくべきであるといったご意見をいただいているところである。

(委員)

フィルタリングについては、学校、PTA、青少年団体等が学習会等を行っているが、子どもが大きくなった保護者はあまりこういったことを知らないのではないかと。地域では、そういった人たちにどう知ってもらおうかということが重要である。

ルールづくりについては様々な学校で行われているが、時間が経てくるとその効果が薄くなるという傾向にある。子どもたちが自分たちでルールを決め、それを指摘し合うのではなく、良い関係で「ルールを守ろう」という環境をつくっていくことができれば良いと思う。

(委員)

スマホアンケートについて、「ネット接続率」というのは、一度でも接続したらカウントされるのか、或いはネットの接続時間が関係しているのか、また、「接続時間3時間以上」というのは、1日に使用する時間が3時間以上ということなのか、その辺りが分かりにくいのでご説明頂きたい。

(事務局)

このアンケートは、兵庫県青少年本部が実施している「ひょうごケータイ・スマホワークショップ」に参加した青少年と一緒に内容を考えて実施しているものである。

ネット接続率については、「普段インターネットに接続していますか」という設問の「する」という回答のあった割合であり、ネット接続時間については、「1日に何時間くらいインターネットを使っていますか」という設問に対する回答である。

(委員)

ゲームにはオンラインゲームもあると思うが、そういったものを含めて考え

るとこの数字は低すぎるのかなと感じるが、オンラインゲームについても接続率に加味されているのか。

(事務局)

子どもの回答であり認識誤りがある可能性はあるが、基本的にインターネットを通じてやり取りしているという認識があるという前提でアンケートを取らせて頂いている。

アンケート結果では、小学生では男子のネット接続率が高くなっており、オンラインゲームがネットに接続しているという認識は一定あるのではないかと考えている。

(会長)

他に意見等ないようなので、次に進めさせて頂く。

議事の(3)青少年愛護条例の改正については、本年10月11日に当審議会の愛護部会を開催し、改正の背景、必要性について、部会長をはじめ部会の委員により審議をし、改正の骨子案を確認した。

その上で、県においてパブリックコメントを実施し、県民の意見を踏まえた最終的な青少年愛護条例の改正案を取りまとめられたと伺っている。

事務局から改正案について説明をお願いします。

○議事(3)青少年愛護条例の改正について事務局から説明

(会長)

多くの情報があり、混乱しているところかと思うが、非常に重要な問題点を指摘しているものである。

審議の前に、2名の委員より文書で意見が寄せられているので、事務局から読み上げいただきたい。

(事務局より委員の意見書を読み上げ)

本日の審議会に欠席いたしますので、以下のとおり意見を述べます。

1 手続き面への意見

児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止については、パブリックコメントに付される前に、青少年愛護審議会愛護部会で議題に挙げられておらず審議がなかったため、この点についてパブリックコメントでも審議を経ているのではないかと、との意見が付されています。

これに対する県の考え方は、「パブリックコメント開始までの間に、同部会の

委員に対し、「追加後の骨子案の確認と意見聴取を実施」とのことですが、意見聴取にとどまり、委員に対してきちんと説明がなされた上、審議がなされた訳ではないので、本日の審議会で充実した議論がなされることを希望します。

また、充実した議論のためには、早めに資料をご送付頂きたいと存じます。

2 児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止について

・児童ポルノ自画撮り勧誘行為そのものを、単純なものを含め一律禁止すると共に、欺き、威迫し又は困惑させる等の不当な方法により提供を求めた者への罰則を定めることの是非

児童ポルノ自画撮り画像が広く流出することにより児童が被害を受けることがあるので、勧誘行為を禁止する意義は有すると考えます。

また、勧誘行為のうち、悪質な行為について、罰則を定めることも、意義はあると考えます。

他方で、国の法律（児童ポルノ法）よりも、禁止の範囲が広がる可能性もあるため、法律に重ねて条例を制定することが、法の趣旨を損なうことがない、ということについては、きちんと県より説明を行って頂きたいと考えます。

パブリックコメントの県の考え方では、「法と条例は目的が異なり、法の規定や解釈に条例が縛られるものではない。」とのことですが、目的がどう異なるのかなどを具体的に説明を頂きたいと存じます。

なお、憲法第94条では、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定されています。

上記により、申し訳ありませんが、現段階で私の賛否の意見は決めかねています。

いずれにしても、条例制定の有無にかかわらず、児童が未熟な考えにより自画撮り画像を渡してしまうことも多いので、児童への啓発活動も積極的に行って頂きたいと考えます。

・単純な勧誘行為に罰則を定めたり、過料を科すべきかとの議論もあるが、このことの是非

単純な勧誘行為については、その範囲が広く多岐に亘るため、罪刑法定主義（憲法第31条）の観点からも、犯罪構成要件として明確であるかの問題もあり、罰則を科すことについては慎重に考えるべきであると考えます。

3 インターネット上の有害情報等への対応の強化について

すでに青少年愛護審議会愛護部会で意見を述べ、改訂頂いておりますので、内容に依存ございません。

4 罰則

・JKビジネス（有害役務営業）に対する罰則の量刑の是非

従前の立入調査拒否の罰則に縛られるということであれば、現時点では量刑内容についてやむを得ないと考えます。今後、罰則の引き上げも含め、改正の際には検討頂きたいと思えます。

また、営業停止等の行政処分を適切及び積極的に運用することで抑止効果があると思われるので、県による適切な運用を期待致します。

・児童ポルノ自画撮り勧誘行為の罰則の量刑の是非

勧誘行為のうち、悪質な態様の行為に対する罰則であるので、ご提案の内容に依存ございません。

(事務局)

ご意見の中の、児童ポルノ禁止法と県の条例との関係に関するご指摘についてご説明させていただく。

児童ポルノ禁止法の目的は、「児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。」となっており、日本国内の児童の権利の擁護全体について定められた法律であると考えている。

児童ポルノ禁止法には、いわゆる自画撮り勧誘行為について規制する条文はないが、法律の目的全体から見て、そういった行為を規制することなく放置するべきものであるという趣旨のものではないと考えている。

また、本県の青少年愛護条例の目的は、第1条で、「青少年の健全な育成を図り、合わせてこれを阻害するおそれのある行為から青少年を保護することを目的とする。」としており、そういった意味合いでも、自画撮り勧誘行為は規制して然るべきものと考えている。

○事務局より委員の意見書を読み上げ

1 JKビジネス（有害役務営業）に対する規制

先日の愛護部会でも審議させていただいており、異議ありません。

2 児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止

パブリック・コメントで専門家と思われる方からの意見が出ていますが、地域で青少年を守る立場の者としては、こういった勧誘行為を野放しにしておくわけにはいかないと考えます。

兵庫県だけでも禁止することは、一定の意義があると思えます。

3 インターネット上の有害情報等への対応の強化

先日の愛護部会でお示しいただいた案からは変更されていますが、フィルタリングを徹底するとの趣旨は変わらないものと思いますので、異議ありません。

スマホの普及のためか、補導活動をしていても街で子どもたちを見かけることが少なくなっており、どのように地域で青少年を守るのか悩ましい部分もあります。県におかれましては今後、この点についても取り組みを進めていただければと思います。

(事務局)

ご意見にある今後の県の取組に関しては、先程報告させて頂いた研究会の結果等を踏まえて、検討していきたいと考えている。

(会長)

それでは、議事を進めることとする。

報告があったとおり、今回の条例改正は、JKビジネスの規制、児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止、インターネット上の有害情報等への対応の強化の3点である。それぞれに分けて審議を進め、最後に一括してこの改正案全体について委員にお諮りしたいと思う。

1つ目のJKビジネスに対する規制に関して、事務局から示された条例改正案について皆様からご意見を頂戴したい。

(委員)

私は保護司という立場で約20年間に渡り、何十人かの青少年と接してきた。その観点からお話させて頂く。

例えば、JKビジネスであったりSNS等を通じた児童ポルノ自画撮り被害であったり、スマートフォンのインターネットの利用といったことが問題となって、犯罪に巻き込まれる児童が多くなってきているということは、マスコミ等を通じて承知している。しかし、その反面、暴力事件、バイクの窃盗、万引き、薬物乱用といった子どもは減少しているという事実がこの裏にはあるのではないか。そういった行為が規制されることによって、新たなところに問題が移ってきたのではないかということを感じてくる。

身体も心もウンチが溜まったら病気になる、そのウンチを何とか出させてあげることが必要で、その子どもにとって心を開ける大人、何でも話ができる大人が周りに1人でも居ること重要である。

規制は大切であるが、それだけではなく、例えば親が、周りの大人が1日1時間、子どもの目を見て話す時間をつくるとか、具体的ではないが、そういった感性、気持ちを条例に含めていかなければ、改正してこの3つの問題は数が

減ったとしても、また子どもたちの心に新たな問題が生じてくるのではないかと感じる。

規制も大切であり必要なものであると思うが、兵庫県がするのであれば、5年10年後を見据えた青少年愛護のことを考えた改正をしていただきたい。

(委員)

J Kビジネスの規制を設けるのは良いと思うが、その業務に就いている青少年をその後どうするのかということとセットで考えなければ、規制しても、この子たちがこの仕事ができなくなったときにまた他の所に行ってしまう。この子たちが、そういった仕事をしなくても済む社会をどのようにしてつくっていくのかを一方で考えていないと、何処かに追いやってしまうだけになってしまう。

規制するだけで解決することではないので、子どもを如何に救っていくかという社会のシステムをつくっていくことが大切であると思う。

(委員)

冒頭の挨拶で座間市の事件について触れていたが、インターネット上では、「死にたい」と軽い気持ちで言う子どもは少なくない。そういった軽い気持ちで言ったことが、ああいった事件に繋がる。

先程ネット依存の話の中で調査の結果から見えてきたことは、問題の本質はネットではなく家庭や本人の課題に原因があるという話があった。こういう問題をどう捉えていくのか。いちごっこの規制もやらなければならないことであるが、そういったことをどう取り組んでいくのかということが重要である。

(会長)

他に意見がないようなので、次の児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止についての審議を行いたいと思う。

先程事務局から説明があったように、前回の愛護部会では審議ができなかったが、県内でも被害が増加傾向にあるということで、東京都の改正動向等を踏まえて骨子案へ追加する旨の説明があり、委員への確認と意見聴取を経てパブリックコメントを実施していただいたところである。

こういった経緯を踏まえて、今回の全体会で改めて審議する必要がある。

事務局から示された条例改正案について各委員の意見を願います。

(委員)

これも同じことであるが、規制することは大切で必要なことであると思う。

しかし、子どもたちがどうして自分の裸の写真を撮って送ってしまうのかということを考えると、その人のことを信用しているから、送らせる方が子どもに信用させているからである。

今の現役の女子中高生は、自分の裸がインターネットに出たらどうなるのか我々より詳しいはずであるが、自分は大丈夫だろう、この相手だったら大丈夫だろうといったところがあるのかと思う。

自分が思っていることを相談できる大人が周りに居たら、SNSでは相手を信用するところまでの関係はできない。しかし、そことそういった信頼関係を結んでしまう。一方的かも知れないが、信頼してしまうというのは、自分の周りに相談できる大人が居ないということ。

SNSで知り合った相手は、「そうか、そうか。」と自分を認めてくれるので、信頼関係ができてしまうということが一番の問題であると思うので、やはりこの問題も規制は大事ではあるけれども、規制をしながらその次に繋がる施策を同時に行っていく必要がある。

(委員)

自分からすすんで画像を送ってしまう子どもがいるとパブリックコメントの意見でも出ているが、従来からこの審議会では、子どもたちの自尊心を醸成する必要があり、そのためには何をしたら良いのかということも議論してきた。

今回の児童ポルノ自画撮り問題だけでなく、もっと幅広く議論してきた中で、子どもたちの自尊心をどう醸成していくのか、周りの大人が子どもたちに何が足りないのかを考え、何を与えたら良いのかということも考えなければならない。

私自身は、きっちりと罰することも重要かと思う。もちろん、それが他に流れてしまうということもあろうかと思うので、その辺りの対策は必要である。

先程の説明の中で、児童ポルノの自画撮り勧誘行為のうち、単純なものであれば良いというニュアンスを若干受けたが、量刑等は別にして単純なものであれば良いというのはどういうことか。

また、この問題については、兵庫県だけで規制してどうなるのかということも感じる。やはり、法律で全国的にやらない限り解決しないのではないか。

(委員)

今の自尊感情の話についてであるが、数年前の調査では、自分は駄目な人間だと答えた高校生が60パーセント、中学生が50パーセントを超えていた。

自尊感情を持たない子どもたちが増えているということは、大きな問題だと思う。

規制は一方ではやっていけないといけないことであるが、もう一方で、そういう課題を持っている青少年、それだけでなく健全に過ごしている青少年を含めてどうしていくのか、ということを考えなければ、こういう傾向は減らないと思う。

そして、具体的にどうすれば良いのかということを経験会でまとめて頂き、県がその報告を受けて、なかなか県行政だけでは難しいかもしれないが、市町と連携をとって本気で取り組んでいかなければ、次にまた新たな課題が出てくる。

やはり両面で施策を組んでいかなければいけないと思う。

(委員)

技術的なこととして、こういったものは見つけられるものなのか。

SNS等では、誰にも見られないように鍵を掛けていると、自分と相手の間だけでのクローズの世界であって、見つからないことが多いのではないか。

彼氏にこういった写真を送るというのは割と聞く話で、別れてからそれがネット上に出て大変な目に遭うということがあると思うが、上手くいっている間やクローズの2人だけのやり取りの中では見つからないのではないか。

その辺り、実際の運用はどの様に想定しているのか。

(事務局)

ご指摘のとおり、交際している者同士が両者合意の下に写真を送った場合、表に出てくることは少ないのではないかと認識している。

条例では、インターネット等を通じて知り合い、相談したりする中で相手を信頼して、そういう人から裸の画像を求められて断り切れずに送ってしまうといった内容のものを想定している。

条例改正後は、子どもたちはもちろん、保護者や地域に対する意識啓発も含めて取り組んでいくので、そういったことを踏まえて、これはいけないことであると子どもたちに認識してもらい、求められた時点で保護者や信頼できる大人に相談するといったことで確認ができるケースが出てくるのではと期待しているところである。

不当な手段ではない単純な勧誘行為については、どの様な形態にあっても、青少年に児童ポルノの自撮りを求めることは禁止すべきことであるという前提に立った上で、罰則を設ける範囲を騙したり脅したりというところ限定して定めている。

(委員)

つまり、求める側が威迫するなど不当な手段を用いるものについては、罰則を設けるけれども、「写真撮ってくれない？」と言われただけで拒否すれば済む様な場合や、恋愛関係にあつて不当な手段を用いない場合などは、条例違反ではあるが罰則は設けないという認識で良いか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

児童ポルノの自画撮りを要求する行為はどのような態様にあるものであっても条例で禁止されているということを、家族を通してなり学校を通してなり子どもたちに伝えていくことが大事だと思う。

(会長)

児童ポルノの自画撮り勧誘行為の禁止について審議してきたが、皆さんの賛同を得たものとしてよろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、3点目のインターネット上の有害情報等への対応の強化についての審議に移ることとする。

(委員)

今回お示し頂いている改正条例案については、法改正の趣旨を踏まえて保護者の意識の向上を図るものと認識している。

今後も引き続き、フィルタリングだけでなく、より広いネットリテラシーへの取組が必要であると考えている。

私ども事業者としても、今回の条例改正について、運用上の手立てが必要になるので準備を進めているところである。

詳細については、各機関ともご相談をさせて頂きながら進めて参りたいと思う。

(委員)

事業者側でルールづくりの問題にも対応されていると聞いているが、そうい

った辺りはいかがか。

(委員)

現状店頭で様々なツールをお客様に配布してご説明しているが、その中で、家庭の中で一定のルールをつくりましょうと推奨している。

ルールそのものはもちろん、ルールをつくる過程において保護者と子どもがネットについて話し合うことも重要であり、そういったものを促す内容のツールを含めて検討しているところである。

(委員)

ある小学校の夏の開放プールで父兄が集まって開放日を検討した際に、誰も出るという人が居ない日はもう止めようよとすると、そういう日がどんどん増えてきたという話がある。

子どもの目線に立てば、プールを使えて、そこに家の人がいって一緒に遊べる環境はとても良いなと思うが、今の親の視点でいうと、そんな面倒なことはやりたくないという傾向がある。

これは、フィルタリングにしても何にしても、大人と子どもの関係において、そういったことがどんどん広がってしまっていて、子どもに対することが薄れてきているのではないかと思う。

例えば子ども食堂でも、親が「あんた、そこに行ったらご飯食べられるから行っておいで。」というケースと本当に家でご飯を食べられないケースとがあって、運営側としてもその違いをしっかりと掴んで親に対するメッセージなりを送っていかなければいけない状況になっていると聞いている。

こういったことを、条例改正と相まって考えていかなければならない。

(委員)

家の中に煙草を吸う人が居て灰皿があつたら、それは煙草を吸う環境であり、子どもに煙草を吸わせたくなければ、親も煙草を止めてくれと私は言っている。それで初めて子どもも家で煙草を吸えなくなる。

フィルタリングに関しても、親も含めて家族全員でかける、それくらいしなければ子どもは見ている。

また、例えば、悪い情報を子どもがインターネットで見たとして、うちの子どもはこれを見たからといって同じ様なことをすることは絶対にないという家庭であれば、フィルタリングなどする必要はない。

心配だ、絶対見せたくないというのであれば、その家全体がフィルタリングをするくらいの心構えが必要であると思う。

そうでないと、ネットカフェのような場所でフィルタリングのかかっていないパソコンを使ったりとか、抜け道は何処にでもあるので、子どもを助けたいというのであれば、親なり周りの大人が本気で取り組まないといけない。

(委員)

前回の愛護部会の時は、フィルタリング有効化措置を利用しない理由として、「親が自分でできる」ということを設けてあったが、今回の改正案は、もう少し踏み込まれたものであるなど感じた。

保護者にもっと考えてもらう、取り組んでもらうという文章になっていると感じたので、その点は良いと思う。

(会長)

ここまで、条例改正内容について審議を行なったが、概ね皆様から賛同を得たものと思う。

特に異議がないようであるので、事務局の提示する方向で青少年愛護条例の改正について一任する方向で収めることとするが、いかがか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、原案に沿った条例改正を進めていただくよう、願います。

以上で本日の議事は終了した。

最後に、どういったことでも構わないので、意見があればお願いしたい。

(委員)

学校で日々生徒に関わり、保護者にも様々な場面で話をしている立場からすると、規制をする、条例をつくる、罰則をつくるということは、歓迎すべきことである。

こういった関係のトラブルは、いくら対策を行っても、なかなかなくなるので、条例で禁止することで、少しでも少なくなるのかなという印象はある。

それぞれの委員からも意見が出ていたが、自尊心というものは学校でも教えており、子どもたちに身に付けさせるべきものだとして最近では特に痛感している。

子どもたちに「駄目なことは駄目」という気持ちを持たせることはもちろん重要であるが、駄目と分かっているのにやってしまうという場合に相談できる友達や話ができる大人が周りに居ないということは、我々学校にも責任があるの

かなと思う。

また、昔に比べて道徳心というものが子ども達の中でなくなっていると感じている。学校で子ども達にそういった気持ち、考えを付けさせるということが大事なかなとも思う。

ただ、前回の愛護部会でもお話ししたとおり、校内で研修をしたりとか地域でも話を聞いたりとか、先日も保護司の方が開かれたケース会議等でも子どもとの関わりであったりとか、大人がどうしてあげれば良いのだろうかという勉強会を行っているが、どうしても後追いの指導になることが多いのが現状である。

先程のネット上の有害情報等への対応の強化のところで、契約時にフィルタリングをするとあるが、条例で言葉にすることは難しいのかもしれないが、保護者が子どもに教え、指導するべきものであるということを伝えられれば良いのかなと思う。

(委員)

私は罰則については、本当はもっと厳しくして欲しいという気持ちがある。

(委員)

例えば、兵庫県が薬物の濫用の防止に関する条例をつくった時に販売中止の命令に違反した場合、初めは5万円の罰金となっていたところを、私の方で50万円にしてくれと言った。

そしたら、法律より重い罰金は駄目だということで、最終的には50万円になった。もしもまだ余裕があるのであれば、どうせするのなら重くした方が良いのではないかと思う。

(委員)

前回の愛護部会の時に、罰金を上げれば上げるほど効果があるのではないかという議論があった。

(委員)

前回は、私が道交法を例に出してその様な発言をさせていただいた。

(会長)

罰則については、この様な委員の意見があることを事務局で把握頂きたいと思う。

(委員)

意見としては皆様とほぼ同じであるが、加害を減らし、良いこと悪いことを明らかにするために、条例の意味があると理解した。

私自身、座間の事件には非常に衝撃を受けている。今回の条例改正のJKビジネスや児童ポルノの自画撮り、そしてネット依存に関する問題は全て座間の事件に繋がっていると感じている。

また、ネットの研究会のオフラインキャンプのご報告に、「家庭や本人の課題に起因している」とあったことに注目している。政策提案はフィルタリングの徹底とルールづくりということであるが、今後、プラスアルファの政策提案があれば良いと思う。

(委員)

先程も話があったが、学校でもネットを通しての危険であるとか、そういったことの研修などというものは実施して頂いており、PTAでも、保護者に対する研修会や講習会は行っている訳であるが、そういったところで話を聞いて、その時は「本当にそうだな」と感じて頂いているとは思いますが、日が経つにつれ薄れていってしまうので、今回の様に条例で縛っていくことも本当に必要なことであると思う。

特にスマホについては、保護者が子どもに対して買い与えているものであるので、保護者がその危険性を十分認識した上で与えるべきものであると思うが、買い与えるときはそういったことを考えていても、与えてしまうとそれきりになっているというのが現状であるのかなと思う。

スマホというものは、大人がもっと自覚を持って子どもに渡さなければならぬし、現状どういう風な使い方をしているかということ把握して、子どもたちを見守っていくことが大切だと思っている。

PTAでも、スマホサミットというものを開催させていただいているが、その中で、ネット依存の子どもたちは、寂しさからそういった状況に陥ってしまうということが分かってきた。やはり大人が子どもたちのことを注意深く見守ることが必要だと思う。

スマホサミットの中で子どもたちの中から、大人は大人でスマホに時間を費やしているという意見が出た。子どもたちは大人と話がしたいのに大人がスマホをしてできない環境にあるということである。やはり家庭の中からそういう環境を変えていかなければいけないなと感じた。

今後、条例で規制していく訳であるが、県の方でも引き続き、これ以上条例で縛らなくても良いように取り組んでいって頂きたいと思う。

(会長)

これまで各委員から様々な角度で多くの意見を頂いたが、事務局からは何か言っておくべきことはないか。

(事務局)

罰則についてであるが、前回の愛護部会で、立入調査を拒んだりした場合の罰金が10万円というのは低いのではないかというご意見をいただいた。

これは、従前からの行為とのバランス等で、今のところ量刑はそのままにさせていただいているが、今後、これらの行為に対する気運の高まりや、他府県の状況等も踏まえて、この部分の改正というものは常に視野に入れて条例の運用を進めていきたいと考えているので、よろしく願います。

(会長)

事務局の案を受け止めてよろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

本日の意見を事務局で整理して頂き、青少年愛護条例改正について一任することとする。